

予算決算議案用

消防局

議案第 3 号 令和 8 年度大津市一般会計予算のうち、
消防局の所管する部分について

議案第 3 号 令和 8 年度大津市一般会計予算のうち、消防局の所
管する部分について、ご説明いたします。

はじめに、歳入のご説明をいたします。

予算説明書 6 4 ページをお願いいたします。

款 1 5 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 7 消防手数料、
節 1 消防手数料につきましては、危険物取扱等手数料、火薬類譲
受け等の許可手数料及び救急搬送証明などの消防証明手数料でござ
います。

続きまして、7 2 ページをお願いいたします。

款 1 6 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 消防費国庫補助
金、節 1 消防費国庫補助金、説明欄の消防施設費補助金は、災害
対応特殊救急自動車、耐震性貯水槽設置工事及び緊急消防援助隊用
支援資機材としてのエアータントに対する補助金でございます。ま

た、説明欄の消防団設備整備費補助金は、消防団員の活動服の更新に対する補助金でございます。

続きまして、76 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 1 県負担金、目 3 消防費県負担金、節 1 常備消防費県負担金、説明欄の消防防災施設整備費負担金は、県道宇治田原大石東線のバイパス整備事業における貯水槽移転のための負担金でございます。また、節 2 非常備消防費県負担金、説明欄の消防分団施設整備費負担金についても、同じく県道宇治田原大石東線のバイパス整備事業における消防団器具庫移転のための負担金でございます。

続きまして、82 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 7 消防費県補助金、節 1 消防費県補助金、説明欄の生物・化学テロ対応資機材整備費補助金は、国から貸与された資機材の維持費に係る補助金でございます。また、説明欄の感震ブレーカー設置促進事業費補助金は、地震発生時における電気を起因とする住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカー等を新たに購入する経費に対する補助金でございます。

続きまして、102 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 7 消防費雑入、

説明欄の消防団員等共済基金交付金は、消防団員に支給される退職報償金などに対する基金からの受入金でございます。

高速自動車道路救急業務負担金は、高速自動車国道において救急業務を実施している市町への財政措置として、西日本高速道路株式会社が支出する救急業務支弁金でございます。

防災ヘリコプター職員派遣費及び防災ヘリコプター運航調整交付金は、滋賀県防災航空隊に隊員を派遣している消防本部に対して助成されるものでございます。

生物・化学テロ対応資機材整備費負担金は、国から貸与された資機材の維持費に係る滋賀県消防長会からの負担金でございます。

大学生実習受入金は、滋賀医科大学及び京都橘大学等の学生の救急現場での実習に係る受入金でございます。

消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員公務災害防止活動援助事業に対する助成金でございます。

コミュニティ助成金につきましては、消防団育成助成事業に伴う助成金でございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

節9 その他雑入、説明欄の消防局その他雑入の主なものにつきましては、消防庁派遣職員住宅賃借料でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

196ページをお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、説明欄2の通信機器等整備費は、マイナ救急やAED運搬支援システム（AEDGO）の運用に係る経費のほか、消防事務支援端末更新に係るリース料などがございます。

説明欄3の消防車両等整備費は、常備消防車両の点検や燃料等の経費のほか、はしご車のオーバーホール修繕や、災害対応特殊救急自動車の更新に係る経費でございます。

説明欄4の消防音楽隊活動費は、音楽隊の運営に係る経費でございます。

説明欄5の救急高度化推進費は、救急救命士の養成や処置拡大に伴う研修経費のほか、医師からの指示に係る経費やメディカルコントロール協議会の運営に係る経費でございます。

説明欄6の特殊災害活動体制整備費は、特殊災害への対応能力の向上を図るための、消防・救急・救助資機材の更新経費や、国際消防救助隊登録隊員の教育訓練等に係る経費でございます。

説明欄7の防火安全対策推進費は、火災予防の徹底を図るための

広報活動経費や、火災の原因調査等の経費のほか、自治会への消火器具や防災資器材整備に対する事業補助、学区自主防災組織への活動補助、さらに大規模地震時等における電気火災対策として感震ブレーカーの設置に係る補助でございます。

198 ページをお願いいたします。

説明欄 8 の本部消防活動費につきましては、消防局・各消防署所の業務運営経費のほか、消防大学校や滋賀県消防学校等の教育受講経費、さらには救急要請するべきか迷ったときに医師等からアドバイスを受けられる救急安心センター事業（#7119）などの救急救命業務の高度化に要する経費でございます。

続きまして、目 2 非常備消防費、説明欄 1 の団員消防活動費は、消防団員の年報酬や火災等の出動に係る報酬、退職報償金、消防団員等公務災害補償等共済掛金のほか、活動服等貸与品の購入経費でございます。

説明欄 2 の団消防活動費は、消防団の業務運営経費や団運営交付金等の活動経費でございます。

説明欄 3 の団消防車両等整備費は、消防団車両の点検や燃料費等の維持管理経費のほか、消防ポンプ自動車 CD-1 型、小型ポンプ積載軽自動車及び小型動力ポンプの更新に係る経費でございます。

目3 消防施設費、説明欄1の消防水利施設整備費は、耐震性貯水槽の設置や既存貯水槽の撤去に係る工事費のほか、企業局へ支出する消火栓の設置及び維持管理の負担金や、県道宇治田原大石東線のバイパス整備事業における貯水槽移転に係る設計等の委託経費でございます。

説明欄2の消防施設整備費は、各消防署所や消防団分団詰所等の施設維持管理経費であり、東消防署屋上等改修工事に係る設計等委託経費のほか、県道宇治田原大石東線のバイパス整備事業における消防団器具庫移転に係る設計等の委託経費でございます。

200ページをお願いいたします。

目4 水防費、説明欄1の水防活動費につきましては、河川等の水害に備えるための経費で、備蓄資材購入等に係る経費でございます。

以上で、議案第3号 令和8年度大津市一般会計予算のうち、消防局の所管する部分の説明とさせていただきます。